

7.115
2415

一六名ヲ解雇
右ニ付シテ手当金四十圓支給

法人

◎下崎伸銅工場争議 (二二二一—二二二五)

京都府京東山区福箱柿本町ニヨ

労働者 二名(解雇九名)

名義者 九名(ノノ)

財界不況の影響ニ因リ事業不振ニ陥リ加フルニ資金全蹙ノ為
得善先ノ信用ヲ失シ債文而激減シ手待日数ノ増加ヲ来シ
タル為 解雇ノ職工九名ハ十月三日 其ノ緩和方ヲ要ホスルト共ニ
怠書状態ニ陥リ名義工場主ヨリ之ニ付シ回差ヲ與ヘザリシ為
遂ニ今八日ヨリ全國労働者都聯合会ノ支援ニ依リ罷業ヲ
決行シタルが今十五日ニ至リ双方互譲ノ結果解決

要ホ事項

手待絶對反対

手待場合ハ日給全額支給

労働者